

第7章 地域における支援サービス

第1節 経済産業局等知的財産室

経済産業局及び沖縄総合事務局知的財産室は、各地域において産業財産権に関する行政サービスを担うほか、管轄地域内の総合調整機能役として地方自治体や関係機関等と連携を図りながら知的財産に関する普及啓発や制度等の活用促進など地域の拠点として知的財産支援を実施しています。

主な事業概要

(1) 地域における知的財産の総合的支援の展開

地域の知財に関する総合的支援として、地方自治体や関係する支援機関等と連携を図りつつ、地域ニーズに即した中小企業等に対する知的財産の普及啓発や取得・活用に係る支援事業（地域資源を活用した地域ブランド支援、地域における先導的な知財支援の取組補助、地域の重点産業に焦点を当てた実態調査や集中支援、地元金融機関向けの意識啓発等）を展開しています。

(2) 研究開発型中小企業向けの出願審査請求料・特許料（1年目～10年目）

の軽減措置の確認（平成31年3月31日以前に出願審査請求をした案件に限る）

研究開発型中小企業及び公設試験研究機関等を対象とした特許料等の軽減措置について、軽減申請書の受付及び確認行為を行っています。事前の相談を行っていますので、特許料等の軽減措置を受けられる方はお気軽に知的財産室にお問い合わせください（ただし、平成31年3月31日以前に出願審査請求をした案件に限ります。平成31年4月1日以降に出願審査請求をした案件については特許庁にお問い合わせください）。

※各知的財産室の所在地は「Ⅲ参考編 7. 経済産業局等知的財産室一覧」を参照ください。

(3) 知的財産に関する相談のワンストップサービス

従来の産業財産権の相談対応に加え、新たに営業秘密、標準化、地理的表示(GI)、種苗の育成者権、著作権等の知的財産権について、相談内容を理解したうえで適切な相談対応部署を紹介いたします。

（４）テレビ会議システムを用いた面接審査

インターネット回線を利用した会議システムを使って行うテレビ面接審査を受け付けています。場所に制限はなく、出願人や代理人等が自身の PC 等から面接審査に参加して、審査官とコミュニケーションを図ることができます。

第2節 地域知的財産戦略本部

地域における知的財産に関する普及啓発や戦略的に知的財産を活用するための環境を整備するため、全国9か所の経済産業局及び沖縄総合事務局に地域の官民からなる「地域知的財産戦略本部」を設置し、地域の特色やニーズを踏まえた地域知的財産戦略推進計画を策定するなど、地域における知的財産の総合的な支援を推進しています。

地域知的財産戦略本部の役割

- ・地域の特色やニーズを踏まえ、その地域に合った独自の知的財産支援を検討。
- ・地域（経済産業局等の管轄地域）における知的財産支援の方向性等を具体化した「地域知的財産戦略推進計画」の策定。
- ・地域知的財産戦略推進計画に基づく各種支援施策の推進及び各種支援情報等の提供。

各地域知的財産戦略本部のURL

北海道知的財産戦略本部 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/chizai/index.htm>

東北地域知財戦略本部 <http://www.tohoku.meti.go.jp/chizai-enet/>

広域関東圏知的財産戦略本部 <http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chizai/honbu.html>

中部知的財産戦略本部 <http://www.chubu.meti.go.jp/b36tokkyo/>

近畿知財戦略本部

http://www.kansai.meti.go.jp/2tokkyo/04kip-net/about_kip-net.html

中国地域知的財産戦略本部 <http://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/index.html>

四国知的財産活用推進協議会 <http://www.shikoku.meti.go.jp/chizai/index.html>

九州知的財産活用推進協議会

<https://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/titeki/kyougikai/top.html>

沖縄地域知的財産戦略本部 <https://www.ogb.go.jp/keisan/12981/Folder04/20190424chizai01r>

第3節 知財総合支援窓口

（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）では、全国47都道府県に「知財総合支援窓口」を設置しており、中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデア、技術、ブランド、デザインなどの「知的財産」の側面から解決を図る地域密着型の支援を提供しています。また、専門性の高い相談内容や課題等に対しても、知的財産に関する専門家である弁理士・弁護士や、様々な分野の専門家（ブランド専門家・中小企業診断士等）と協働して支援するほか、よろず支援拠点をはじめとする関係支援機関等との連携、知的財産を有効に活用できていない中小企業等の発掘などを通じて、中小企業等の知的財産活用の促進を図ります。

（Ⅲ参考編 10. 知財総合支援窓口一覧）

第4節 弁理士・日本弁理士会

産業財産権の取得や活用あるいはトラブルの際に、専門的知識により的確なアドバイスをしてくれるのが、弁理士です。弁理士は、知的財産に関する専門家であり、特許庁への特許、実用新案、意匠、商標等に関する手続代理等を行うことのできる国家資格者です。令和4年12月31日現在、全国で約12,000人の弁理士が登録されています。

（１）弁理士の活用分野

弁理士は出願書類の作成などの手続代理だけではなく、研究開発のアドバイスや、ライセンスの交渉、権利活用のアドバイスまで、様々な分野で活用できます。

① 研究開発段階（創造活動支援）

- ・先行技術調査
- ・研究開発相談・アドバイス

② 権利取得段階（創造した成果物を産業財産権として権利化）

- ・権利取得関連の相談・アドバイス（植物の新品種、地理的表示の保護を含む。）
- ・保護の相談（特許出願か、営業秘密として秘匿するか等）
- ・出願書類等作成・特許庁への手続
- ・外国出願関係書類の作成、出願書類等の翻訳、外国弁理士のあっせん・仲介、出願先国の相談等
- ・特許登録に伴う年金管理・支払事務等の権利維持業務

③ 権利活用段階（取得した権利の活用支援）

- ・ライセンス交渉・契約の代理
- ・鑑定（甲発明は乙特許発明の技術的範囲に属すべきものかどうか等）
- ・特定侵害訴訟での訴訟代理人（弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限る。）
- ・税関への不正商品の輸出入差止手続における権利者又は輸出入者の代理
- ・裁判外紛争解決手続（ADR）機関（日本知的財産仲裁センター、日本商事仲裁協会等）における仲裁手続の代理
- ・日本産業規格その他の規格の案の作成への関与、相談

（２）弁理士の活用事例

十分に漏れのない権利の取得、権利の有効活用のためには、弁理士を活用すると効果的です。次に、具体的な弁理士の活用事例を紹介します。

① 研究開発から権利取得・活用

研究開発の初期の段階から、最も効果的な法的保護を得るための権利化の方法、他企業と

（４）日本弁理士会

日本弁理士会では、地域ユーザーの知財ニーズに的確に対応し、知財活用による地域経済の向上を目的として、地域知財活性化のための活動に取り組んでいます。

- ① 全国各地（札幌、仙台、東京、名古屋、金沢、大阪、広島、高松、福岡）に地域会を設置し、知財相談や弁理士情報の提供（弁理士の紹介を含む。）を行っています。
- ② 全国各地において、知的財産に関するセミナー等を開催しています。
- ③ 全国各地のスタートアップ・中小企業等に対し、知財経営コンサルティング、知財価値評価等の支援を行っています。
- ④ 一定の条件に該当する方に対し、有用性のある発明や考案、意匠の創作、商標について権利化する場合に、それらを使用する事業活動や登録の可能性等を審査の上、弁理士手数料を含む出願費用の援助を行っています。

（Ⅲ参考編 11. 日本弁理士会本部・地域会一覧 参照）

第5節 独立行政法人 中小企業基盤整備機構

様々な経営課題の解決に取り組む中小企業に、知的財産、生産性向上、IT化、販路開拓、財務、法務、技術等、総合的・継続的な支援を行っています。専門家のアドバイスや、それぞれの課題に合わせた支援メニューを活用することにより、経営課題の解決、成長・発展に大きな効果をあげられます。

■ 活用の方法と支援メニュー

全国10か所の最寄りの地域本部・事務所にお気軽にお問い合わせください。

➤ **経営相談**： 専門家による経営相談、情報提供（無料）

対面、オンライン（Web会議システム）

- ・最寄りの地域本部で申込受付、平日9時～12時、13時～17時

メール経営相談

- ・24時間受付。相談受付日の翌日から3営業日以内に回答を返信

経営相談ホットライン（電話）

- ・平日9時～17時

050-3171-8814

E-SODAN（チャットボット）

- ・AIチャットボットまたは専門家が、チャットで相談に対応
- ・AIチャットボット：24時間受付 専門家とのチャット：平日9時～17時

●Web版：<https://bizsapo.smrj.go.jp/>

●LINE版：<https://lin.ee/UDWVxN5>

（アカウント名：中小機構_チャット経営・起業相談）



Web版



LINE版

➤ **ハンズオン支援**： 専門家の派遣等による課題解決・成長支援（有料）

知的財産に関する課題など、経営課題の解決に取り組む中小企業・小規模事業者の方々を対象に、豊富な経験と実績をもつ専門家を派遣し、アドバイスを実施します。

中小企業者の方々に主体的に取り組んでいただくことで、支援終了後も自立的・持続的に成長可能な仕組み作りをサポートします。

（Ⅲ参考編 12. 独立行政法人中小企業基盤整備機構 地域本部/事務所 一覧 参照）

第6節 商工会・商工会議所

中小企業にとって身近な存在である全国の商工会・商工会議所では、中小企業の知的財産に関する相談内容に応じて、各種支援機関の紹介と取り次ぎを行っています。

【お問い合わせ先】

最寄りの商工会・商工会議所、都道府県商工会連合会

全国商工会連合会 03-6268-0088

日本商工会議所 03-3283-7823

第7節 よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置することで経営課題の解決に向けた支援を実施しており、経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産等の様々な分野の専門家が無料で対応しています。



【問い合わせ先】

・各都道府県のよろず支援拠点

（Ⅲ参考編 13. よろず支援拠点一覧 参照）